

点検検証部会の審議状況について
(報告)

令和元年 5 月 2 4 日

令和元年5月23日

公的統計の総合的品質管理を目指して（素案）
（統計委員会点検検証部会第1次再発防止策）

（これまでの経緯）

- ・ 毎月勤労統計における不適切事案を発端として政府統計に対する国民の不信が高まる事態となった。また、本年1月に実施された、基幹統計に関する一斉点検では、承認された計画どおりに実施されていない統計調査が多く確認された。
- ・ こうした状況を踏まえ、本年1月に統計委員会に本部会が設置され、基幹統計及び一般統計（一般統計調査から作成される統計をいう。以下同じ。）を対象として、不適切事案の再発防止及び政府統計の品質向上等を目的に、点検検証を行うこととされた。
- ・ 本部会で確認したところ、影響度Ⅲ（利用上重大な影響のない結果数値の訂正事案）は、基幹統計2調査、一般統計16調査、影響度Ⅰ～Ⅱ（結果数値の訂正なし）のみに相当するものは、基幹統計21調査、一般統計138調査確認されたが、影響度Ⅳ（利用上重大な影響のある結果数値の訂正事案）は、毎月勤労統計以外には発見されなかった。
- ・ 本部会では、統計の作成・公表のプロセスの詳細な現況を踏まえた上で審議することが必須であると考え、詳細な書面調査の実施と、その結果を踏まえた全基幹統計に対するヒアリングを行った。

（対策の方向性）

- ・ 重大な影響が生じた毎月勤労統計に対しては、今後さらに結果数値や作成プロセスについて重点的な検証を行い、他統計を含めこのような影響度Ⅳの事案が将来起こることのないよう万全を期すことを目指す。同時に、万が一、そのような事案が発生した場合に、迅速かつ適切な是正策が確実に講じられるよう対策も検討する。
- ・ 影響度Ⅲ以下の事案については、当該事案自体の影響は重大でないものの、重大事案の今後の発生リスクを抑制する観点から対応を検討する。
- ・ ヒューマンエラーを皆無にすることは難しいこと、問題事案の中には回答誤りなど統計作成機関だけでは解決できないものも散見されることを考えると、誤りの発生率をいかにして低下させるか、万が一発生してもその影響をいかに極小化するか、といったことに注力する方が費用対効果の観点から合理的である。
- ・ 以上のことを総合的に勘案し、今後の再発防止のために、統計の作成プロセスにおいて、ISO・JISによる総合的品質管理の考え方に沿って対策を講じていくこととし、次のような基本的な視点の下で課題及び対応策を整理していく。
- ・ なお、「統計の品質」については、国際的に共通した概念として捉えるべきである。すなわち、統計の精度だけではなく、利用者にとっての利便性や公表の適時性なども含む幅広い概念として考えるべきである。

- ① 品質はプロセスで作り込む。
事後的な検査、外部からの監察・評価には限界がある。プロセスの中での品質保証に注力することが王道であり、また、最も効果的である。
- ② 透明性を確保する。
統計の仕様・品質に関する情報の開示は、適切な統計利用及び利用者からの信頼確保に不可欠である。
- ③ 継続的にPDCAサイクルを回す。
統計作成プロセスの中でPlan-Do-Check-Actのサイクルを回すことにより、不断の品質改善に取り組む必要がある。
- ④ 業務記録の保存を徹底する。
業務の遂行を適切に管理する上でも、そして、PDCAサイクルを的確に回すためにも、業務記録を通じた再検証が不可欠であり、記録の保全はその前提条件である。
- ⑤ 必要な業務体制を整備する。
統計の品質の確保・改善は、精神論だけでは実現できない。高い専門知識を有する人材・組織体制、その適切な運営・管理が必要である。
- ⑥ 府省間でノウハウ、リソースを有効活用する。
府省間の比較で判明したグッド・プラクティスの共有に努めるとともに、優れたノウハウ・リソースを有する機関の協力を得て改善に取り組む。
- ⑦ ガバナンスを確立する。
上記の確実な実行を保証するため、トップマネジメントが責任を持って取り組むこととし、その取組を可能な限り可視化する。

I. 統計作成プロセスの適正化

総合的品質管理の考え方の下、各府省の統計作成を改善する必要がある。

まずは、各調査担当者が、「品質はプロセスで作り込む」との理念に基づき、企画－実査－集計－公表の各段階において、責任感と専門家としての自覚をもって、日々の業務遂行やその改善に当たることが大前提となる。その上で、以下の措置を講ずる必要がある。

特に、PDCAや分析的審査の仕組みを速やかに導入することで、品質の確保・向上に万全を期すものとする。

1. PDCAによるガバナンスの確立

毎月勤労統計の事案では、調査の骨格である標本設計が、専門的な検証が行われないうまま、担当課限りの判断で著しく透明性を欠く手続によって変更され、更に幹部の無関心が問題の発覚を遅らせた。また、賃金構造基本統計の事案では、調査結果への重大な影響は認められなかったものの、同様の問題があった。

今回実施した一斉点検では、他の基幹統計及び一般統計においても、承認された調査計

画どおり作成されていないものも多く見られた。本部会で確認したところ、手続的な問題が大部分であり、重大な影響を及ぼすものは見られなかったが、これら多くの統計において、専門的な検証を経て策定された計画が軽視されていた事実を看過すべきではない。

本部会が、全ての基幹統計を対象に実施したヒアリングでは、幹部職員の統計作成プロセスへの関与は、調査設計の変更時や結果数値の公表時に限定されており、調査結果の事後検証を含めた統計作成プロセスへの関与が十分行われていないことが明らかになった。統計調査の企画・変更においては、専門的な知見に基づき計画を策定し、それに沿って調査を実施した後に、統計幹事のトップマネジメントの下で事後検証し、以後の調査計画を改善するというPDCAサイクルが確実に回るような仕組みの整備が必要である。

(改善策)

- ・ 各府省において、調査実施後（又は定期的）に統計幹事の下で、調査計画の履行状況、回収率等の調査精度に関する事項、利活用状況等について点検・評価を行うことをルール化する。
- ・ 点検・評価を踏まえ、必要に応じて、マニュアルの修正、調査計画の改定、利活用が低調な調査の中止や調査事項の削減等の措置を講ずる。
- ・ 点検・評価に当たっては、調査計画の各項目の実施状況等をチェックリストにより簡易に確認し、課題が発見されたものについて重点的な検証を行うなど、ペーパーワークの負担が大きくなるよう留意する。

2. 統計作成プロセスの適正化

企画、実査、審査・集計といった統計作成プロセスの各段階において、ICT技術活用・システム化の徹底、関係者間の連携強化や確認・チェックの重層化などにより、一層の改善を図り、統計の品質向上を目指す。

① ICTを活用した業務プロセスの見直し

膨大なデータを正確、迅速に収集・集計・分析し、その結果を広く国民に提供する統計業務は、一般にICTとの親和性が高い。今回の検証では、基幹統計のオンライン回収の導入は相当程度進んできた（オンライン導入：48/54調査、オンライン回答率：約半数の調査で30%以上）ことが確認されたが、オンラインで収集したデータを紙に印刷した後に再入力しているものも見られた。

また、複数の外部組織を経由して情報を収集している調査において、システムが円滑に連携されていないことから、途中でデータの欠落を生じ、それに気付かずに公表したため、多くの結果訂正事案が発生したケースも見られた。

(改善策)

- ・ オンライン調査の導入を一層推進する。一般にオンライン調査に馴染みやすい企業対象調査、月次など調査頻度が高い調査、同一客体に継続して回答を求める調査、調査客体数の多いためオンライン利用の効果の大きい調査については、各調査の特性も踏まえつつ積極的な検討が必要である。オンライン回収率が低調な調査は、原因を分析し、調査対象の特性に応じた回収率の向上方策について検討する。
- ・ ICTを最大限活用して、調査票の回収、審査集計、公表等の一連の工程において職員等による手作業について可能なものはデジタル化を進め、情報が正確に流れ、組織や工程の間で情報の欠落や転記ミス等の誤りが発生しないよう業務プロセス・システムの見直しを検討する。その際、将来的なシステムの見直しを柔軟に行えるよう、また、システム構築後に着任した職員でも調査内容とシステムでの実施内容の双方が理解できるよう、システム自体がブラックボックス化せず、持続可能なものとする必要がある。
- ・ 報告者負担の観点から、事業所母集団データベースの活用等により、過去の調査等によって得られている情報のプレプリントを推進する。
- ・ 地方公共団体等が保有する行政記録情報の抽出、集計、転記等を行い報告してもらう調査は、作業ミスの削減や報告者負担軽減の観点から、行政記録情報の円滑な収集方法を検討する。

② システムを用いたエラーチェックの徹底

膨大なデータを扱う統計作成プロセスにおいては、システムを活用した第1次のデータチェック(想定されるレンジから逸脱した異常値の検出、項目間の矛盾の検出等)の適切な実施が不可欠である。今回、全ての基幹統計でシステムを用いたエラーチェックが行われていることが確認できたが、一部プロセスでは目視によるチェックのみが行われているものも見られたほか、外部機関に委託してエラーチェックを実施している調査の中には、チェックの方法・内容について指示をしておらず、実施の有無を含めて、チェックの状況を把握していない調査も見られた。

(改善策)

- ・ 調査の特性を踏まえつつ、システムによるエラーチェックの実施を徹底する。外部機関に実査・集計業務を委託している場合、エラーチェックの実施の有無に加え、その方法・内容についても指示を行い、チェック精度の向上とともに受託機関の変更時における継続性の担保を図る。

③ 調査担当から独立した分析的審査の実施

毎月勤労統計の事案では、全数で行うべき層について抽出調査に変更した際や、ローテーションサンプリング導入時の断層に対して外部からの疑問が示されたときに、

調査手法変更による影響の分析が適切に実施されなかったことが問題の発生や発覚を遅らせた要因となっている。

他統計についても、今回のヒアリングでは、各府省の統計作成体制の縮小に伴い、分析的審査の体制が削減されてきたとの回答があった。調査担当がしっかりと業務を遂行することは当然の前提であるが、それとは異なる視点から分析的審査を実施することは、統計の品質を高めるためには重要である。

(改善策)

- ・ 各府省統計幹事の下で、調査担当から独立した分析審査担当が、調査結果公表前の分析的審査、調査設計変更時の影響分析、調査担当における外部からの疑義照会への対応や数値等の誤り発覚後の原因分析と再発防止策の検討の総括等を実施する。
- ・ 分析的審査のノウハウや効果的な再発防止措置等に関する情報は、各府省で共有するとともに、困難な事案の分析は統計委員会の指導の下で協力連携して対応する。

④ 民間事業者、地方公共団体等への適切な指示と履行確認

政府内の統計リソースが限られる中で、優れた能力を有する民間事業者を積極的に活用していく必要がある。

調査員による適切な業務の履行確認については、国が地方公共団体による調査員の任命状況を把握していない調査や、事務手引き等により適切な業務実施確保措置を求めている調査が見られたほか、調査員による不適切な調査による結果訂正事案が見られたことから、必要な対策を講ずる必要がある。

(改善策)

- ・ 民間事業者への業務委託に当たっては、民間委託ガイドラインに基づき、品質確保に特に配慮が必要な契約は、業務遂行能力を踏まえた総合落札方式等の選定方法とし、仕様書や契約書に必要な内容を明記するとともに、適切な履行確認を行う。
- ・ 調査の事務手引き等により、名簿提出等による調査員の任命状況の確認、調査員による適切な調査を確保するための措置（研修の実施や指導員による巡回等）を行うべきことを定めることとする。また、総務省統計局が実施している調査員の業務の履行状況を国が直接確認する取組（いわゆる「コンプライアンスチェック」）について、原則として、他府省においても導入する。
- ・ 地方支分部局など、本府省とは異なる機関を介する場合についても、コミュニケーションエラーなどによる業務の不適切な履行が生じないように、関係者間の連携確保に万全を期す。

⑤ 業務マニュアルの整備

全ての基幹統計で業務マニュアルが作成されているが、業務マニュアルは、人事異

動等がある中で、多くの者が関与して実施される統計調査の品質を安定的に確保するとともに、PDCAによる業務改善を進める際の要となるものであることから、一般統計も含めた業務マニュアルの整備、継続的な見直しが必要である。

(改善策)

- ・ 調査の対象者や規模、調査事項、調査方法等は、統計ごとにより異なることから、全統計一律の業務マニュアルを作成することは適当ではない。このため、平成28年12月に発覚した繊維統計の不適切事案を受けた再発防止策として、経済産業省が作成した省内向けの標準マニュアルを参考に、総務省において、マニュアルに記載すべき標準的な事項を示した標準マニュアルを作成・提供し、一般統計も含めたマニュアルの整備を進める。その際、統計作成に経験年数の少ない職員が多く携わっていることを踏まえ、チェックリスト方式の活用を検討する。
- ・ 作成した業務マニュアルは、調査方法の変更等の事由がない場合でも、マニュアルの見直しの必要性の有無を含め、定期的な確認を行う。

3. 統計の仕様・品質に関する情報開示（「見える化」）等による外部検証可能性の確保

毎月勤労統計の事案の発覚は、統計ユーザーからの疑問が契機となった。本部会において、基幹統計の過去の正誤情報・訂正事案について確認したところ、外部からの疑義照会が端緒となったものが多く見られる（約2割）ことから、統計作成プロセスの透明性を確保して、外部検証可能性を確保するとともに、統計利用者に対する情報提供の改善も一層促進する必要がある。

(改善策)

① 統計作成プロセスの透明化

- ・ ブラックボックス化しやすい標本抽出や復元推計の方法、事後検証にも必要となる目標精度・回収率等（母集団の規模及び標本の調査対象数の情報含む。）の情報について、調査計画に参考情報として記載することとした上で、全統計（基幹統計及び一般統計）の調査計画を一元的に閲覧可能な形でインターネット上に掲載する。
- ・ 各府省のホームページにおける統計に関する情報提供を充実するため、基幹統計の統計精度に関する情報提供度をスコアリングしている「見える化状況検査」の継続的なフォローアップを行うとともに、一般統計についても、見える化状況検査を実施する。

② 統計の利活用の促進

- ・ 利活用の拡大は、統計の改善を促すとともに統計の誤り発見の観点からも有効であることから、外部ニーズの把握等を進め、適切な利活用を促進する。政府内利用については、下記Ⅱ-2で整備する「利活用リスト」を活用して、調査事項や公表時期の変更を

予定する際には予め連絡することとする。

- ・ 統計法の一部改正（令和元年5月1日施行）により、調査票情報の2次利用の範囲が拡大されたことを踏まえ、調査票情報の外部利用を一層促進する。大学や行政機関等にセキュリティーを確保したオンサイト施設の設置を促進するとともに、3年以内に、原則、全ての基幹統計及びニーズの多い一般統計の調査票情報をオンサイト施設で提供できるようにする。
- ・ 統計データの公表に当たっては、再入力や書式変換等の不要な利用しやすい形式で提供するなど、利便性にも配慮した形態とするとともに、政府統計のポータルサイトであるe-Statの利便性向上を図る。

II 誤り発生時の対応

統計作成プロセスの改善により、誤り発生を抑制する必要があるが、調査結果の誤りは、外的な要因（報告者のミス、委託業者のミス、プログラムミス）を含めて様々な原因で発生することから、その発生をゼロにすることは事実上困難である。このため、発生した場合の対応方策をあらかじめ定めておくことにより、発生時の影響を最小化する必要がある。

1. 対応ルールの策定

外部からの疑義照会が結果誤り発見の端緒となる場合が多いが、各府省において、外部からの調査結果に対する疑義照会があった場合の組織内で情報共有を行うためのルールは定められていない。ただし、誤りを発見した場合の対応ルールについては、多くの基幹統計で定められており、省内の誤り発生情報を一元的に集約し、原因分析、再発防止に取り組んでいる府省も見られた。

（改善策）

- ・ 外部から結果数値に関する疑義照会があった場合の組織内情報共有等ルールを策定する。
- ・ 結果数値の誤りが発見された場合、統計幹事に報告され、その下で、訂正結果の速やかな公表、影響度に応じた対応（把握している利用者への連絡、報道発表等）、原因分析、再発防止の検討等を内容とした対応ルールを策定する。
再発防止の検討では、ミスが発生しにくい業務プロセスへの変更のほか、誤りを発見できなかったチェック方法の改善や、過去の類似事案の有無やその際に講じた再発防止策の効果についても検証する。
- ・ 誤り分析情報（発生頻度の高い原因、効果的な再発防止策等）は政府全体で共有し、統計作成プロセスや審査分析方法の改善に活用する。

2. 行政利用の事前把握（統計のリコール制度）

毎月勤労統計の事案では、政府内における利活用状況を正確に把握できていなかったことから、数値の誤りが判明した後の政府内における影響の確認に時間を要した。

本部会のヒアリングでも、統計作成者が、自ら作成した統計が政府内でどのように利用されているか正確に把握できていないことが確認された。このような状況では、万が一、結果数字の誤りが発生した場合、迅速・的確な対応ができないことが危ぶまれる。

（改善策）

- ・ 統計等のエビデンスに基づく政策立案を推進する各府省の事務責任者からなるE B P M推進委員会を通じて、政府内における統計ごとの利活用状況を定期的に確認し、利活用リストや数値の誤りが発見された際の連絡ルールを定め、誤り発生時にその影響を迅速・正確に把握して、適切に対応できる仕組みを整備する。

3. 調査関係データの保存

毎月勤労統計の事案では、長期にわたり不適切な調査が行われてきたことから、過去にさかのぼった再集計が必要となったが、必要なデータが保管されておらず、迅速かつ適切な再集計が困難となっている。本部会で実施した基幹統計の書面調査においても、文書保存期限が定められていないなど改善が必要な点が見られた。

（改善策）

- ・ 調査結果の誤り等が発生した際に、過去にさかのぼって再集計が行えるよう、推計乗率等の補助情報を含む必要なデータの保存ルールを整備。定期的なフォローアップ等を通じて適正な運用を担保する。
- ・ 都道府県や民間事業者など国以外の主体が保有・管理しているために永年保存されていない調査票情報等について、国に集約して保存する。

Ⅲ 調査実施基盤の整備

上記に掲げた対策を講じるため、必要な体制の整備等を行う。

1. 体制の確保

（改善策）

- ・ P D C A、分析的審査等に必要となる体制（分析審査担当官等）を、所管統計の重要

性や数・調査実施回数に応じて、各府省統計幹事の下及び総務省（統計委員会の事務局、政策統括官室）に速やかに配置する。

各府省に配置する分析審査担当官は、調査結果公表前の分析的審査や調査設計変更時の影響分析を行うとともに、調査担当における外部からの疑義照会への対応や数値等の誤り発覚後の原因分析と再発防止策の検討等を総括して、調査の正確性を確保する。

- ・ この他、統計幹事の下に、社会経済情勢を反映した調査内容の抜本的な見直し、ICTや行政記録情報、ビッグデータの活用等による調査手法や統計作成プロセス・システムの抜本的な見直しなど、各府省内で改革のエンジンとなる企画担当や、統計リテラシーが低い政策部局が統計を作成する際の支援窓口を計画的に整備する。

調査担当の下に、統計作成の各段階におけるエラーチェック、委託業者や地方公共団体への履行確認、調査票データ等の保管など、調査プロセス適正化に必要な体制を確保する。

- ・ 統計は、行政の合理的な意思決定の基盤として重要なものであり、誤りが生じた場合には社会に重大な影響を与えるものであることを考慮して上記を含め、その体制は中長期的な視点で継続的に確保していく必要がある。

（各府省における職員の育成）

- ・ 基幹統計及び一般統計の調査担当には、統計業務経験者を配置する。調査の難易度、重要性、民間事業者の活用状況等も踏まえ、基幹統計には10年以上、一般統計のうち重要なものには5年以上の統計業務経験を有する者を配置し、そうした者を中心に作成することを基本とする。各調査担当に配置が困難な場合は、各府省統計幹事の下に設置された相談・支援窓口等の支援を受けながら作成する。
- ・ 各府省は、専門的な知識を習得させるため、統計業務を担わせる職員に計画的に研修を受講させる。初任者には原則としてオンライン研修等の初任者研修、各府省の中核的な統計人材として育成する職員には長期研修や専門研修を積極的に受講させる。統計研究研修所研修の研修定員の確保、各府省における代替要員の確保など長期研修等を受講しやすい環境を整備する。また、統計の作成・分析には統計学に加えて情報技術の知識も併せて習得されるよう努める必要がある。
- ・ 各府省の統計業務を総括し、統計委員会との連携協力の要となる統計幹事及びその下の統計部門の総括体制については、組織マネジメントの能力に加え、統計に関する知識経験を有する者を充てる。所管統計が少なく、統計幹事に統計に関する十分な知見を有する者を配置することが難しい府省は、統計技術的な見地から幹事をサポートできる体制を整備する。
- ・ 各府省は、「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」に基づき、職員の統計人材プロファイル（統計業務の経験年数、業務内容、統計研修の受講履歴等）の整備等により、統計業務経験者の中から素養のある者を繰り返し統計業務に就かせるなど、統計人材を計画的に育成する。過渡期には、総務省統計研究研修所のオンライン研修や、外部人材の受入れにより補完する。

外部人材については、最新の研究成果の取り込み等の観点からも、若手研究者等の任期付職員としての採用に取り組む。

また、調査設計・集計・分析に高度な統計技術を必要とする重要統計には、当該統計に関する豊富な知識経験を有するスペシャリストを計画的に育成する。

職員が積極的に知識経験の取得に努め、誇りを持って統計作成に携われるよう、統計の専門知識や業務経験が評価されるような人事運用・仕組み（処遇等）を検討する。

（都道府県の体制）

- ・ 都道府県の統計専任職員については、調査環境の困難化、調査員の高齢化等の課題への対応、調査員活動の適切な管理・支援に必要な体制の確保のほか、大規模調査実施年の業務量増に対応できる体制を確保する。

2. 情報システムの適正化

毎月勤労統計等のケースで見られたように、改修などに対応できる者が限られ、また、業務仕様を明記した資料が不十分であるなど、いわば「ブラックボックス化」しているシステムの存在が確認された。

（改善策）

- ・ 「ブラックボックス化」しているシステムについては、仕様書等を早急に整備するとともに、容易に改修等ができるシステムへの計画的な移行を早急に検討する。

3. 政府全体の統計ガバナンスの確立

各府省の業務プロセスの適正化を実現するため、総務省（統計委員会含む）の関与・支援のあり方も見直し、政府全体としてのガバナンスの改善を図り、そのための体制の整備等を行う。

（改善策）

① 調査計画の履行状況の点検

- ・ 総務省は、各府省が調査後に実施した点検・評価結果に基づき、自ら承認した調査計画との整合性等を確認し、統計委員会に報告するとともに、必要に応じて調査計画の改善を求める。

② 調査計画の承認審査の重点化

- ・ 調査計画は、報告者の信頼確保・負担軽減、統計調査の効率的な実施、統計の精度確保及び調査結果の利活用増進に係る事項について重点的に記載・審査を行う一方で、その他の事項については、承認後の状況変化に対応し得る記載を許容して調査実施後の検

証において確認するなど、記載内容の見直しを実施する。

③ 情報の共有・支援

- ・ 総務省は、各府省の協力を得て、困難事案の分析を行うとともに、各府省で発生した誤り発生情報（原因、発見の端緒、再発防止策等）を収集分析して、各府省に共有するなど、各府省の情報収集・分析・共有を通じて、各府省の統計作成の支援を行う。

④ 統計の専門機関による各府省に対する支援

- ・ 統計の専門機関である総務省統計局、統計研究研修所、（独）統計センターは、各府省の統計作成への積極的な支援（支援・相談窓口の設置、各府省への人材派遣、研修生の受入れ、調査の共同実施、受託調査等）を行うこととし、そのための基盤を整備する。

IV. その他

1. 本提言のフォローアップ

今回の第1次再発防止策については、今後、統計法第55条第1項の施行状況報告を活用するなどして、統計委員会において、継続的にフォローアップし、その結果を公表する。

このフォローアップにおいては、今回新たに導入する諸対策について、その効果を確認し、十分な効果が確認できない場合は中止を含めて見直しを検討する。

2. 一斉点検結果を踏まえた個別統計の改善

関係府省及び総務省は、一斉点検において法に基づき承認を受けた調査計画と実際の実施状況に相違があった統計調査について、統計委員会が定める対応方針^(注)に沿って、速やかに改善に着手する。

（注）素案策定後に点検検証部会において検討

重点審議の対象について

- 毎月勤労統計調査
- 最低賃金に関する実態調査
- 労務費率調査
- 学校基本調査（システム変更の柔軟性について）
- プログラムミスによる統計数値の誤り発生の防止

参考資料

(第4回点検検証部会資料1-1)

〔令和元年5月9日〕

点検検証部会

影響度による区分

- I 数値の誤りも利用上の支障も生じない場合
- II 数値の誤りは生じていないが、利用上の支障を来す場合
- III 利用上重大な影響は生じないと考えられる数値の誤り
- IV 利用上重大な影響が生じると考えられる数値の誤り

※「利用上重大な影響」とは、数値の誤りが発生した箇所が、

- ・ SNA、QEその他重要な統計を作成する際の主要な材料
- ・ 国が交付する給付金等の金額の算定根拠
- ・ 重要な政策の立案・実施の根拠
- ・ 民間企業等の重大な意思決定の根拠

として直接的に用いられている場合（参考資料にとどまる場合は除く）
で、誤りの内容がそれらの作成・決定内容に影響（軽微な場合は除く）
を及ぼす可能性があると思われる場合

一般統計調査の点検について

一般統計調査^(232調査)に関する点検について

各府省から報告があったものを「影響度の区分(5月9日点検検証部会)」(資料1-1)に照らして整理すれば、以下のとおり

1. 影響度区分Ⅳ(利用上重大な影響が生じると考えられる数値の誤り) 該当なし

2. 影響度区分Ⅲ(利用上重大な影響は生じないと考えられる数値の誤り) 16調査(うち14調査は訂正結果公表済)【2・3ページ参照】

①一部の集計表において必要な復元推計を行っていなかった(2調査) → 再発防止の観点から点検検証部会で確認が必要

②報告者の誤記入、受託業者のミス、プログラム設計ミス等による結果数値の誤り(14調査) → 訂正未実施の調査は速やかに訂正・公表

※当該箇所は、SNA、給付等に直接使用されるものではないこと等から、重大な影響は生じないと考えられる。

3. 影響度区分Ⅰ～Ⅱ(数値の誤りは生じていない)と考えられるが、結果精度への影響の観点から確認が必要 11調査【4・5ページ参照】

1)調査対象の範囲(4調査)

調査対象から一部の業種を除外

例「バー、キャバレー、ナイトクラブ」、「自動販売機」

2)抽出方法等(5調査)

全数調査を標本調査にて実施、

少ない調査対象数で実施 等

3)調査方法(2調査)

調査員調査の全部又は一部を

郵送調査にて実施

→ ①結果精度への影響について、点検検証部会において確認が必要、②調査計画どおり実施又はユーザーニーズ等を踏まえた上で調査計画の見直し。

※その他結果数値に影響のない手続上の問題のみの調査(129調査)【影響度区分Ⅰ～Ⅱ】

公表遅延(81調査)

・調査票の回収遅れに伴う
公表期日の遅れ 等

集計事項(50調査)

・不要な事項を調査計画に
記載、集計済事項を未公
表 等

調査期間、提出期限、基準 日等(40調査)

・配布時期や回収時期の
遅れ 等

抽出方法等(31調査)

・母集団名簿の最新情報
への更新 等

調査方法、調査組織(8調査)

・郵送ではなくオンラインで実施、
一部地方支部局を経由せず実施

公表方法(9調査)

・自省HP記載済であるものの、
e-Statへの掲載漏れ 等

報告事項(5調査)

・新たに生じたニーズに合わせ
た調査事項の追加 等

その他(4調査)

・日本標準産業分類以外に独
自分類を用いて集計 等

→ ①担当府省において調査計画どおり実施又はユーザーニーズ等を踏まえた上で調査計画の見直し。総務省において審査、フォローアップを実施のうえ、部会に報告
②統計法に基づく調査計画の承認事項の見直しについても検討

※各省からの報告総数154調査(重複計上あるため、上記の合計と一致しない)

点検結果：結果数値の訂正を伴うもの

○復元推計を行っていない調査(2調査)

統計調査名	事案の概要	対応
最低賃金に関する実態調査(厚生労働省)	<p>・賃金改定状況調査のうち、一部の集計表(産業別の賃金引上げ・引下げ実施事業所の割合等)で復元を行っていないかった。</p> <p>※最低賃金は本調査のほか様々なデータ、要素を総合的に勘案して最低賃金審議会において審議し、決定及び改正等がなされていることから、最低賃金の水準に影響はない(中央最低賃金審議会においてもその点は了承されている。)</p>	5月14日の中央最低賃金審議会に報告済 同日、復元推計した集計値を公表済
労務費率調査(厚生労働省)	<p>・労務費率調査の統計表のうち、①「労務費率に係る統計表」については復元処理を適切に行っていた。しかし、②「下請事業者数別構成割合」、③「確定保険料額別構成割合」及び④「延労働者数別構成割合」については、集計作業時のチェックが不足していたことにより復元処理が行われていなかった。</p> <p>※統計表のうち、①「労務費率に係る統計表」に限り、労務費率(建設事業における請負の場合の労災保険料の算定に使用される。)の改定の基礎資料として施策の企画・立案に活用しているが、それ以外の②～④の3表は、政策立案、予算積算、他の指標のいずれについても活用されていない。</p>	平成31年4月26日付で正誤情報を公表済

点検結果：結果数値の訂正を伴うもの

○その他の結果数値訂正が必要な調査(14調査)

統計調査名	事案の概要 ※利活用への影響は「影響度の区分」(資料1-1)に照らして記載	正誤公表
通信利用動向調査(総務省)	請負事業者のプログラムミスにより、全143表のうち1表の一部項目を訂正(「導入しているIoTのシステムやサービス」を訂正)。SNA・QEの利用項目ではなく、利用上重大な影響は生じないと考えられる。	H31.3.29
学術情報基盤実態調査(文部科学省)	調査システムの構築を委託した事業者のプログラムミスにより、全65表のうち2表の一部項目を訂正。主に省内で施策立案の参考に用いられる資料であり利用上重大な影響は生じないと考えられる。	R1.5.15
大学等におけるフルタイム換算データに関する調査(〃)	委託事業者のプログラムミスにより、全42表のうち2表の一部項目を訂正(研究資金の金額に係る項目)。他の統計調査や業務等への影響は確認されておらず利用上重大な影響は生じないと考えられる。	H31.4.8
雇用動向調査(厚生労働省)	復元推計作業に毎月勤労統計調査のデータを用いているため再集計が必要。施策の参考資料として用いるものであり施策決定の根拠として直接的に用いられてはいないため、利用上重大な影響は生じないと考えられる。	再集計中 (H31.3.29 一部公表済)
雇用の構造に関する実態調査(〃)	同上	再集計中 (H31.3.29 一部公表済)
労使関係総合調査(〃)	同上	H31.3.15
障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査(〃)	委託事業者のプログラムミスにより、全191表のうち6表の一部項目を訂正。取得事業所が少ない(1%未満の)個別加算に関する結果表で、会議等でも活用していないため利用上重大な影響は生じないと考えられる。	H31.4.26
食肉検査等情報還元調査(〃)	報告者(地方自治体)からの報告誤り及び職員による集計誤りにより、全15表のうち1表の一部項目を訂正。疾病発生数のわずかな訂正であり施策等への利用上重大な影響は生じないと考えられる。	H31.4.26
賃金引上げ等の実態に関する調査(〃)	全127表(e-Stat)中の1表について、報告書掲載統計表の数値誤り。(他調査の利用項目ではないため、利用上重大な影響は生じないと考えられる。)	H31.3.7
森林組合一斉調査(農林水産省)	調査対象の報告誤りにより、全149表のうち1表の一部項目を訂正(森林経営計画の件数)。監督指針等の森林組合制度の見直し等の基礎資料に用いているが、利用上重大な影響は生じないと考えられる。	H31.2.18
特用林産物生産統計調査(〃)	報告者(地方自治体)からの報告誤りにより、全173表のうち57表の一部項目を訂正。SNAに一部項目(竹材、木炭の生産量)が使われているが、わずかな訂正(竹材1,197→1,196千束、木炭15,942→15,941トン等)であること等からSNAの結果数値に影響を及ぼすものではなく、他の施策等へも利用上重大な影響は生じないと考えられる。	H31.4.18
全国貨物純流動調査(国土交通省)	委託事業者のプログラムミスにより、全152表のうち4表の一部項目を訂正。訂正した集計表については、その他の統計の作成の際に利用されていないこと、施策等の根拠として用いられていないことから、利用上重大な影響は生じないと考えられる。	R1.5.15
水害統計調査(〃)	報告者(地方自治体)からの報告誤りにより、単年の被害を示す全44図表のうち29図表の一部項目を訂正。水害統計は、治水計画の検討にあたり過去の被害の実績を表す参考的な情報として利用されるものであること、年間被害額における0.15%程度の訂正であることから、利用上重大な影響は生じないと考えられる。	H31.4.26
環境にやさしい企業行動調査(環境省)	委託事業者の編集作業の誤り(貼り付け作業のミス等)により、詳細版全154表のうち2表、概要版全36表のうち5表を訂正。他の調査等への利活用事例は確認されておらず、利用上重大な影響は生じないと考えられる。	H31.4.16

点検結果：結果精度への影響について確認を要する調査

事案の概要及び統計調査名

		統計調査名	事案概要	影響等
1) 調査計画に記載した調査対象の一部を調査していない(4調査)	i) 飲食サービス業等のうち「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を調査せず	賃金構造基本統計調査試験調査(厚生労働省)	飲食サービス業等のうち「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を調査せず。	賃金構造基本統計調査試験調査は、本体調査の基礎資料を得るための1回限りの調査。本体調査において対応予定。
		雇用動向調査(厚生労働省)	同上	「バー、キャバレー、ナイトクラブ」の常用労働者数は、雇用動向調査の調査対象産業の事業所では全体の0.3%であり、結果全体に与える影響はほとんどないと考えられる。
		労使関係総合調査(厚生労働省)	労使関係総合調査については、上記に加え、生活関連サービス業等のうち「家事サービス業」、サービス事業等のうち「外国公務」も除外。	「バー、キャバレー、ナイトクラブ」の常用労働者数は、労使関係総合調査の調査対象産業の事業所では全体の0.1%であり、結果に与える影響はほとんどないと考えられる。 「家事サービス業」及び「外国公務」は計画上に除外する旨明記していなかったが、調査の性格上、元々対象外としているものであり、調査対象の母集団からも除外している。
	ii) 小売業等のうち「自動販売機による小売業」等を調査せず	中小企業実態基本調査(経済産業省)	小売業等のうち「自動販売機による小売業」、宿泊業等のうち「その他の宿泊業」(例：学生寮)、娯楽業等のうち「競輪・競馬等の競走場、競技団」(例：きゅう舎)を除外して調査を実施。	・除外した小分類の企業数が大分類の企業全体に占める割合は0.2~0.3%と極めて小さく、結果に与える影響は軽微と考えられる。 ・内閣府の「国民経済計算」において、本調査結果の一部が使用されているが、当該の小分類を母集団から除外した業種に係る部分は使用されていない。また、本事案に関する調査結果を、法令・予算・税等の設計に活用しているものは、確認した限り存在しない。
2) 調査計画よりも標本数減少等につながる対応(5調査)	i) 調査客体数が計画より多かったため全数調査ではなく標本調査を実施	保険医療材料等使用状況調査(厚生労働省)	・放射線治療施設を有し、かつ一般病床が200床以上の一般病院について、約1,000施設(全数)との計画に対し、最新の母集団が1,361施設であったため無作為抽出した1,000施設への標本調査を実施。 ・最新状況が平成27年である「医療施設調査の結果を元に作成する名簿」ではなく、平成29年の情報を得られる「保険医療機関等管理システム」を母集団名簿として活用していた。	・医療材料の使用状況及び実勢価格を把握し、診療報酬改定の基礎資料を得ることを目的とする調査。医療材料の使用状況、実勢価格について同一の抽出率で抽出された割合や平均のみの調査であるため、復元は不要。 ・「保険医療機関等管理システム」と「医療施設等調査の結果を元に作成する名簿」とは、実質的に同じ範囲の対象(在宅診療を比較的多く実施している一般診療所)をカバーしていることが確認されており、名簿を変更しても、補足率の点で問題は無い。
		生活状況に関する調査(内閣府)	母集団名簿について、「住民基本台帳によるH30.1.1現在の人口」により作成するとしていたが、委託事業者のシステムへのデータ入力の実査までに間に合わないことから「H29.1.1現在の人口」により作成。	層別の標本配分に使用する情報であり、集計にも同じものが用いられているので、推計の欠陥や偏りを生じるものではない。
	ii) 計画上の母集団情報よりもバージョンの古いものを使った	青少年のインターネット利用環境実態調査(内閣府)	調査地点の選定にあたり、調査計画では「平成27年国勢調査時に設定された調査区」を用いていたが、委託事業者のシステムへのデータ入力の実査までに間に合わないことから「平成22年国勢調査時に設定された調査区」を使用していた。	層別の配分に使用する情報であり、集計にも同じものが用いられているので、推計の欠陥や偏りを生じるものではない。

点検結果：結果精度への影響について確認を要する調査（前頁続き）

事案の概要及び統計調査名

2) 調査計画よりも標本数減少等につながる対応(5調査)	iii) 調査客体数が計画よりも減少	特定作物統計調査(農林水産省)	2017年調査から調査計画を変更した際、一部品目について、変更前の調査計画の標本数で調査したことにより調査客体数減少(約970→843)	平成29年度調査結果については、①平成28年度調査では適正とされていた調査方法に基づくものであること、②十分な精度が得られており、政策への影響が生じていないことから、公表結果を訂正する必要はないと考えられる。
		生コンクリート流通統計調査(経済産業省)	平成29年度調査において、調査計画に基づき一定規模以上の生産量を持つ事業者は全数を対象とすべきところ、事前の確認にて、生産量が一定未満又は廃業済等のものは調査対象外と認識していたが、73件が事後的に調査対象(一定の生産量がある)と判明。結果として2473件中73件が未送付となった。	<ul style="list-style-type: none"> 計画通りに全数調査を実施した平成30年度調査の状況を踏まえ、回答が得られた事業者の生産能力に県別の稼働率をかけた推定出荷数量を算出した結果と平成29年度調査合計出荷数量実績と比較したところ、未送付分の影響は全体の1%程度と推計でき、結果に与える影響は軽微と考えられる。 平成30年度調査については、調査計画に基づき、全数調査を実施。 なお、本調査は平成30年度調査をもって中止している。
3) 調査員調査の全部又は一部を郵送調査に変更(2調査)		港湾運送事業雇用実態調査(厚生労働省)	調査計画上は調査員調査とされているが、郵送調査及び職員調査も併用して実施している。	郵送調査においても8割を超える高い回収率となっており、特段の問題は生じていない。
		全国道路・街路交通情勢調査(国土交通省)	平成27年に調査方法を調査員・郵送調査から郵送・オンライン調査に変更。	<p>平成22年調査時にオートロックの普及による回答入手の困難さや訪問調査の被調査者の心理的負担等が課題となったため、インターネット環境の普及を踏まえつつ調査事務の効率化を目的として、平成27年調査時に調査員調査を廃止し、オンライン調査を導入した。</p> <p>平成29年一斉点検時の指摘を踏まえ、平成30年度から次回調査方法等に関する有識者会議を開催しており、次回令和2年の調査までに調査計画の変更申請を適切に実施予定。</p>

部会長の指示の下、事務局で作成
 (点検検証部会において確認が必要)

一斉点検で報告のあった調査等の影響度評価

影響度区分		基幹統計調査	一般統計調査
IV 数値の誤り (利用上重大な影響)		1 調査 (毎月勤労統計調査)	—
III 数値の誤り (利用上重大な影響なし)		2 調査 (建設工事統計調査、小売物価統計調査)	1 6 調査 (最低賃金に関する実態調査、労務費率調査、通信利用動向調査、学術情報基盤実態調査、大学等におけるフルタイム換算データに関する調査、雇用動向調査、雇用の構造に関する実態調査、労使関係総合調査、障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査、食肉検査等情報還元調査、賃金引上げ等の実態に関する調査、森林組合一斉調査、特用林産物生産統計調査、全国貨物純流動調査、水害統計調査、環境にやさしい企業行動調査)
I ~ II 数値の誤りなし	結果精度への影響の観点から確認を必要とするもの	1 調査 (注1)	1 1 調査 (注2)
	手続上の問題のみ	2 0 調査	1 2 9 調査

(注1) 賃金構造基本統計調査

(注2) このうち2調査は影響度IIIの16調査と重複計上